

松戸市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市入札監視委員会条例（平成30年松戸市条例第26号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、松戸市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約について審議を行うことができる、学識経験を有する者のうちから委嘱するものとする。ただし、次に掲げる者は委員に委嘱しない。

- (1) 市が行う入札及び契約の相手方となることが見込まれる者等（以下「特定の事業者等」という。）の顧問等、密接な関係のある者
 - (2) 特定の事業者等の社員であった者
 - (3) 松戸市の職員であった者
- 2 委員がその任期中に特定の事業者等と密接な関係を有するに至った場合には、速やかに当該委員の改任を行うものとする。
- 3 委員の氏名及び職業は公表する。

(会議の開催)

第3条 条例第2条第1号及び第2号の諮問に係る会議（以下「定例会議」という。）は原則として年2回以上開催する。

- 2 条例第2条第3号の諮問に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じて開催する。
- 3 前2項の会議（以下「会議」という。）は原則として公開とする。ただし、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)第32条第1号又は第2号に該当する場合は、条例第6条に定める委員長（以下「委員長」という。）は、会議の一部又は全部を非公開とする決定を行うものとする。
- 4 会議の議事録は、委員会であらかじめ指名した委員が署名することにより、確定するとともに、原則としてこれを公表する。
- 5 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。

(定例会議)

第4条 定例会議は、次の各号に掲げる資料（設計金額が130万円未満の建設工事及び設計金額が50万円未満の建設工事に関連する業務委託を除く。）により報告を受けるものとする。

(1) 入札方式別発注工事等総括表（第1号様式）

概ね6か月以内に市が発注した建設工事及びこれに関連する業務委託等について、入札・契約方式の区分別に発注工事件数等及び低入札価格調査制度の実施状況を記載したもの。なお、入札・契約方式の区分は次に掲げる（ア）から（ウ）のとおりとする。

- (ア) 一般競争入札方式
- (イ) 指名競争入札方式
- (ウ) 随意契約方式

(2) 入札方式別発注工事等一覧表（第2号様式）

入札方式別発注工事等総括表に基づき、工事名ごとに業種及び契約金額等を記載したもの。

(3) 指名停止の運用状況一覧表（第3号様式）

概ね6か月以内に市が行った指名停止の措置について、その者の名称、適用条項、指名停止期間及び指名停止理由等を記載する。

2 定例会議における条例第2条第2号に規定する審議の対象となる事案の抽出等については、次のとおりとする。

- (1) 事案の抽出は、委員会であらかじめ指名した委員が、入札・契約方式別発注建設工事等一覧表の中から事前に無作為の方法で行うものとする。
- (2) 抽出事案に係る説明は抽出事案説明書（第4号様式）に基づき行うものとする。
- (3) 抽出事案に係る審議は、一般競争入札における入札参加資格の設定及び落札者の決定の経緯、指名競争入札における指名理由及び落札者の決定の経緯、随意契約における契約の相手方の選定理由について適正に行われているかどうかについて行うものとする。

3 委員会は、入札・契約制度改善の施策を実施した場合等に、入札・契約制度の改善状況等の報告を、必要に応じて受けるものとする。

4 委員会は前3項の事務に関し、報告の内容又は審議した事案の入札・契約の理由及

び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見を述べることができる。

- 5 市長は、委員会から前項による意見を受けた場合は、個人情報及び当事者の利害を害するおそれのある場合を除き、その内容を公表するものとする。
- 6 市長は、第4項による意見を受けた点の検討状況等について委員会に報告するものとする。

(再苦情処理会議)

第5条 苦情処理会議は、松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領に基づく再苦情の申立てについて審議を行うものとする。

- 2 再苦情処理会議の審議に関する資料は次のとおりとする。
 - (1) 再苦情処理事案説明書(第5号様式)
 - (2) 苦情申立書
 - (3) 苦情申立回答書
 - (4) 再苦情申立書
 - (5) 当該再苦情対象等について抽出事案説明書(第4号様式)又は指名停止の運用状況一覧表(第3号様式)により記載したもの
- 3 委員会は、再苦情処理に係る審議が終了したときは、意見書を作成し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に市長に提出するものとする。この場合において、当該内容は公表する。

(入札手続きの執行)

第6条 再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続きの執行を妨げない。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第4条第2項及び第5条の事務に関しては、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害関係にある議事に加わることができない。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、財務部契約課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。